

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
上松都市計画下水道 上松町公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び松本市下水道課

水環境課生活排水対策室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
長野都市計画下水道 長野市公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県生活環境部生活排水対策室及び長野市役所

水環境課生活排水対策室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八ヶ岳福祉農園
- 3 代表者の氏名
佐藤良三
- 4 主たる事務所の所在地
長野県茅野市米沢3066番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者が地域の中でふれ合いを大切に

ながら、いきいきと普通の暮らしが出来るように、農業体験を含む自然環境と健康を重視する農業全般に関する事業を行い、障害者自立のための就労と高齢者のいきがいを支援することにより、地域福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県水辺環境保全研究会
- 3 代表者の氏名
吉田利男
- 4 主たる事務所の所在地
長野県長野市宮沖3215番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、主として河川・湖沼等における水質の保全を図り、水生生物や河川敷に生息または自生する動植物の生態環境を保護するため、水辺環境に関わる学術調査・研究を行い、専門知識及び技術の向上に努め、広く地域社会に普及啓発する事業を行い、もって水辺における生態系の自然的保全並びに公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

県営阿南泰阜地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 縦覧に供する書類
県営阿南泰阜地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年3月31日から4月27日まで
- 3 縦覧の場所
下伊那郡阿南町役場及び泰阜村役場

土地改良課

公告

県営細島地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のおり縦覧に供します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営細島地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年 3月31日から 4月27日まで
- 3 縦覧の場所
木曾郡木祖村

土地改良課

公告

県営日滝地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のおり縦覧に供します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営日滝地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成18年 3月31日から 4月27日まで
- 3 縦覧の場所
須坂市役所

土地改良課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
小県郡武石村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	小県郡武石村大字上本入の一部	平成18年3月30日

農村整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のおり公衆の縦覧に供します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
松本都市計画地区計画 和田西原地区地区計画
- 2 縦覧場所

都市計画課

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のおり公告します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画道路事業 3・4・5号堰端線
- 3 事務所の所在地
佐久建設事務所（佐久市跡部65-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のおり公告します。

平成18年 3月30日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
松本都市計画道路事業 3・2・43号内環状南線
- 3 事務所の所在地
松本建設事務所（松本市大字島立1020番地）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
穂高都市計画道路事業 3・4・2号柏矢町駅前線
- 3 事務所の所在地
安曇野建設事務所（安曇野市豊科4960-1）
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成18年3月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 組合の名称
塩尻市広丘駅東第二土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成7年2月8日から平成19年3月31日まで
- 3 施行地区
塩尻市大字広丘野村字渋池の全部並びに字野村、字山ノ神、字宮畑、字八幡、字原口、字角前及び字金塚の一部
- 4 事務所の所在地
塩尻市大字広丘原新田215番地12
塩尻市農業協同組合広丘支所内
- 5 設立認可の年月日
平成7年2月8日
- 6 変更認可の年月日
平成18年3月24日

都市計画課

公告

平成18年3月15日認可した小諸市による狐塚地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年3月22日行った旨届出がありました。

平成18年3月30日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

農村整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月30日

長野県長野建設事務所長 有賀良夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
平成18年度県単砂防管理事業に伴う土砂災害監視施設保守点検業務委託
 - (2) 業務の概要
入札説明書のとおりです。
 - (3) 履行期間
契約の日から平成19年3月26日まで
 - (4) 履行場所
長野県長野建設事務所管内
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
 - (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎
長野県長野建設事務所 総務課工事事務ユニット
電話 026 (234) 9538
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年4月20日（木） 午前9時30分
イ 場所 長野県長野合同庁舎 本館504号会議室
 - (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年4月13日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「審査」といいます。)を次のとおり行います。

平成18年3月30日

長野県公安委員会

1 審査の種別及び級並びに実施期日

審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に係る改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の2の規定による検定(以下「旧検定」といいます。)に合格した者について、それぞれ表の中欄に掲げる種別及び級に係る審査を、それぞれ表の右欄に掲げる期日に行います。

左 欄	中 欄	右 欄
貴重品運搬警備 1級又は2級	貴重品運搬警備業務 2級	平成18年5月 8日(月) 午前9時から 午後4時まで
交通誘導警備 1級又は2級	交通誘導警備業務 2級	平成18年5月 9日(火) 午後9時から 午後4時まで

2 審査の対象者

貴重品運搬警備1級若しくは2級又は交通誘導警備1級若しくは2級に係る旧検定に合格した者(警備員等の検定等に関する規

則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。)附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除きます。)

3 実施場所

塩尻市大字片岡字南唐沢6342番地4
長野県生涯学習推進センター

4 審査の定員

各40人

定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

5 申請手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 審査を受けようとする者は、(2)の審査申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026(233)0108)に事前申込みを行い、審査受理番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成18年4月3日(月)から4月14日(金)までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

(2) 審査の申請

審査を受けようとする者は、必要な事項を記入した審査申請書に(3)の提出書類を添付して、次のいずれかに提出してください。

ア 住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

イ 警備員として所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課

ウ 長野県内の警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(長野県公安委員会が交付した規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第8条の合格証(以下「旧合格証」といいます。)を有する者で、その者の住所及びその者が警備員として所属する営業所の所在地が長野県内でないものに限り、)。

(3) 提出書類

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(貼付せずに提出) 1枚

イ 旧合格証の写し

ウ 代理人が申請する場合にあっては、本人からの委任状

エ 長野県公安委員会以外の公安委員会が交付した旧合格証を有する者にあっては、住所地を疎明する書面又は長野県内の営業所に属することを疎明する書面

(4) 審査手数料

審査手数料(4,700円)は、審査申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 審査に必要なもの

審査を受けようとする者は、審査当日、旧合格証及び筆記用具を持参してください。

7 その他

- (1) 審査申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（http://www.pref.nagano.jp/police/）からダウンロードすることもできます。
- (2) この審査について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3047）に問い合わせてください。
- (3) この審査の実施に際して収集する個人情報は、この審査のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年3月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月30日(火)	午前10時から 午後4時まで	松本会場	松本市渚3-11-8 松本警察署	40名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、 正誤式による考査を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年3月30日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月10日(水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	伊那市伊那部4680 伊那警察署	70名
5月24日(水)		安曇野会場	安曇野市豊科 5704-2 安曇野警察署	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

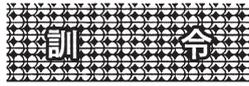
(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課



長野県教育委員会訓令第2号

上伊那郡高遠町立高遠小学校
 上伊那郡高遠町立高遠北小学校
 上伊那郡高遠町立高遠中学校
 上伊那郡長谷村立長谷小学校
 上伊那郡長谷村立長谷中学校

平成18年3月31日付けで別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成18年3月30日

長野県教育委員会

平成18年3月31日において、現に次の表の左欄に掲げる町村の公立学校（共同調理場を含む。）の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）、学校栄養職員又は事務職員に任命されている者は、市町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる市の公立学校のそれぞれ校長、教員、学校栄養職員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左 欄	右 欄
上伊那郡高遠町 上伊那郡長谷村	伊那市

義務教育課

正 誤

平成18年3月20日付け長野県人事委員会規則第24号「期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則」中

ページ 行(箇所) 誤 正
 5 左欄5 第24号 第1号

人事委員会事務局